

8 犯罪被害者とその家族の人権を考える

ある日、突然、犯罪に巻き込まれ、傷害を負ったり、大切な人を失ってしまったりすることは、誰にでも起こり得ることです。私たち一人ひとりが犯罪の被害者への理解を深め、人権に配慮することが大切です。犯罪の被害者はどのような気持ちでいるのか、周りの人たちはどのような気持ちでいるのか考えてみましょう。また、犯罪の被害は、その被害だけではなく、二次的被害を受けることもあるということを理解し、自分の近くに犯罪の被害者になってしまった人がいたら、何ができるか考えてみましょう。

ワーク 1

(1) 日本で犯罪（刑法犯、令和2年度）が起きている件数を考えてみましょう。

(2) 犯罪被害者の心境はどのようなものか見てみましょう。

資料 1

被害にあわれた方は、犯罪という一次被害にあわれたうえ、周囲とのかかわりのなかで、さらに傷つけられてしまう二次被害にも苦しめられます。

心身の不調

- ・感情や感覚の麻痺
- ・恐怖や怒り不安や自分を責める気持ち
- ・事件のフラッシュバックなど

経済的な困難

- ・医療費や弁護士費用等の多額の出費
- ・休職や失業により収入が途絶えるなど

捜査・裁判に伴う様々な負担

- ・初めての事ばかりで心細い
- ・同じことを何度も説明しなくてはいけない
- ・法律の専門用語がわからないなど

日常生活上の困難

- ・家事や仕事が手につかなくなる、家に引きこもりがちになる
- ・自宅や近所で被害にあった場合、転居せざるをえなくなる
- ・家庭のいさかいなど
- ・事件のフラッシュバックなど

周囲の人の言動による傷つき

- ・周囲の人からの興味本位の質問
- ・心情に沿わない安易な励ましやなぐさめ
- ・配慮にけるマスコミの取材や報道など

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

ワーク 2

【事例 1】を読んで犯罪の被害者とその家族についてグループで考えてみましょう。

【事例 1】

高校 3 年生の A さんは、高校のテニス部に、所属し同級生の B さんとダブルスを組んでいた。家族も、熱心で応援や A さんのサポートを日ごろから行っていた。2 週間後に高校最後の大会が控えていて、A さんと B さんはもちろんのこと、その家族も大会を楽しみにしていた。ある日部活動からの帰り道、A さんは、後方からあおり運転を受けて、ハンドル操作を誤った車に接触してしまい、全治 2 か月の腕のけがを負ってしまった。楽しみにしていたテニスの大会には B さんとともに出場することができなかった。

(1) A さんや B さんはどのような気持ちになると思いますか。

(2) A さんや B さんの家族はどのような気持ちになると思いますか。

ワーク 3

二次的被害とは？

犯罪被害者の 9 割が何らかの二次的被害を受けていると言われています。二次的被害とは、周囲やマスコミによる無責任な言動や、各種手続き、裁判などに向けて繰り返し事件について話さなければならないことなどです。

【事例2】を読んで二次的被害についてグループで考えてみましょう。

【事例2】

Aさんの事故でマスコミはAさんやBさん、その家族等にインタビューして、ニュースで報道したり、周囲の方がその情報をSNSで拡散したりして、多くの人が事故の情報を知ることになった。また、Aさんは多くの機関から何度も呼ばれて、事故のことを繰り返し話した。事故のことや大会に出場できなかったことを知ったクラスメイトは、登校したAさんやBさんに励ましの言葉をかけたが、その場からAさんは逃げ出した。Bさんも何もできずに、その場で泣いてしまった。その後、AさんとBさんは、学校を休みがちになってしまった。目標を失ってしまい、勉強やテニスに対してもやる気を失った。

(1) 【事例2】を読み、どのような二次的被害があると考えられますか。

(2) 周りのクラスメイトはAさんとBさんにどのように接すればよかったと思いますか？

(3) 犯罪被害者やその家族にあなたは何かができると思いますか。

(4) 今回の学習をとおして、学んだことや考えたことを書きましょう。

資料 2

被害後の様々な状況の変化

心身の不調

感情や感覚のマヒ、恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち、不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

経済的な負担

主たる生計者の喪失、当面の出費（葬祭費、医療費、転居費用、裁判費用など）
自宅が事件現場となり住めないなどの住居の問題、財産の喪失

仕事や就労の問題

入院等によるやむを得ない欠勤、就業困難、収入の途絶

家族・親族の支えあいの喪失

被害のショックで家族が精神的に余裕のない状態、家事、子育て、介護などへの支障

捜査、裁判に伴う負担

捜査、裁判の傍聴、証言、意見陳述などでの時間や労力、損害賠償請求に伴う負担

「犯罪被害」についてともに考えるための手引き 岡山県県民生活部くらし安全安心課

資料 3

周りの人の言動による傷つき

周囲の人たちからの中傷や興味本意の質問、心ないうわさ話

配慮に欠けるマスコミの取材や報道

犯罪被害者等は被害の弁償を受け、社会的にも保護されているといった誤解

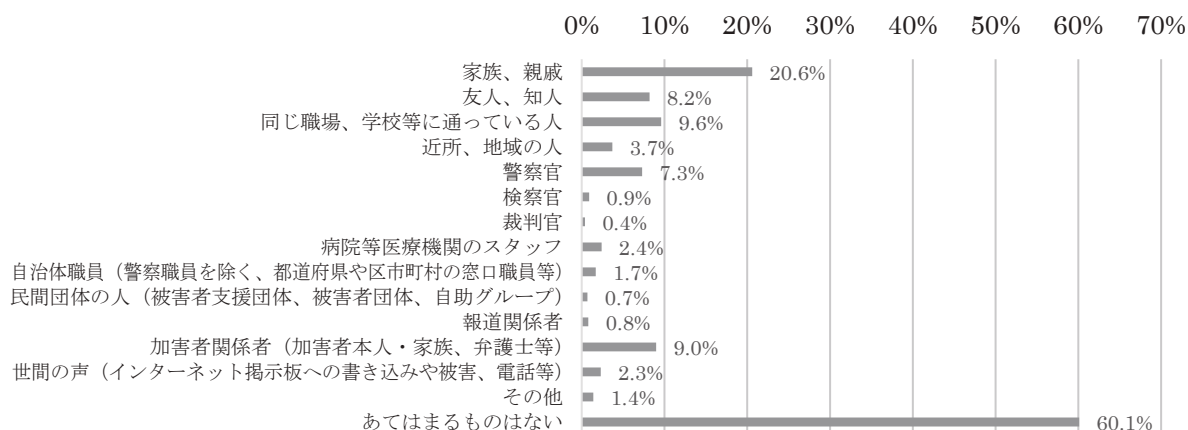
近隣や知人からの安易な励ましや慰め

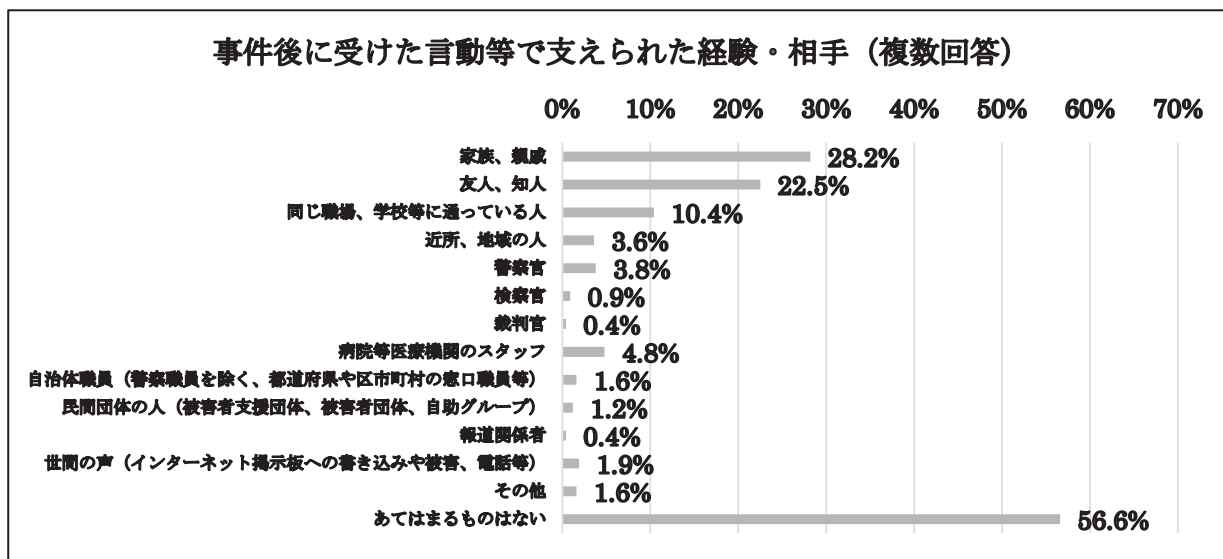
各種手続の窓口での二次的被害

「犯罪被害」についてともに考えるための手引き 岡山県県民生活部くらし安全安心課

資料 4 二次的被害の状況

事件後に受けた言動等で傷つけられた経験・相手（複数回答）





資料 4・資料 5 平成 29 年度犯罪被害類型別調査 調査結果報告書
（警察庁ホームページ「犯罪被害者等に関する調査」）

～被害当事者の言葉から～

- 被害直後の混乱した時期に、近所の人々がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかだと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしていきたいです。ただ、そのための支えは必要なのです。
- 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。
- 思いこみで励ましたり、押しつけたりするのではなく、「一人で抱えこまないで」、「何か必要ですか」、「何か手伝えることはありますか」、と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認をしてくれたことはありがたかった。
- 警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- 亡くなった子どもの友だちがときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることがとても支えになっています。

「犯罪被害」についてともに考えるための手引き 岡山県県民生活部くらし安全安心課

1 ねらい

犯罪の被害者やその家族の立場や気持ちに寄り添うことの大切さを考える。また、犯罪の被害は、その被害だけではなく、二次的被害を受けることもあることを理解し、二次的被害を作り出さず、被害者やその家族に対し、何ができるか考える。

2 進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク 1 (10分) ① 犯罪についての基本的知識を考える。 令和2年に日本では61万4,231件起きているということから、それだけ多くの被害者もいるということを理解する。(警察の認知件数) ② 犯罪被害者がどういう心境か触れる。	○ 生徒の家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、授業を展開する。 ○ 自分も犯罪の被害者になり得る可能性があることを伝える。
2 ワーク 2 (18分) ① 【事例1】を読み、AさんやBさんの気持ちについて書く。 ② AさんやBさんの家族の気持ちについて書く。	○ 資料1を参考にして犯罪の被害は、身体的な被害だけでなく、精神的な被害、経済的な被害などがあることを伝える。 ○ 資料1、2を参考にしてAさんやBさんの気持ちを考えるよう促す。 ○ 犯罪の被害は当事者だけでなく、家族や友人など周りの方にも影響があることについて理解を促す。
3 ワーク 3 (22分) ① 【事例2】を読み、二次的被害について書く。 ② AさんやBさんについて書く。 ③ 被害者やその家族に何ができるかについて書く。 ④ 学習の振り返りを書く。	○ 資料3、4、5を参考にして周囲の何気ない一言が被害者を傷つけることもあることを伝え、犯罪被害者やその家族への二次的被害について理解を促す。 ○ 身近な人が被害者となったとき、自分自身の言葉や行動で二次的被害の加害者にな

	り得ることについて理解を促す。 ○ 普段の生活でも、相手を傷つけないために言葉や行動に注意して生活できるように促す。
--	--

3 解説

(1) ワーク 1 について

犯罪の被害にあったことがない人は、殺人や傷害など故意に人を傷つける犯罪をイメージすることが多いが、実際には交通事故による被害者が多く、また、テレビや新聞で取り上げられるような犯罪だけではない。神奈川県では1年間（令和2年）で3万 5,241 件の犯罪が起きている。一番多いのは2万 556 件の窃盗犯であり、凶悪犯 286 件である。そして、交通事故は、年間2万 630 件起きていて140 名の方が亡くなっている。1年間の件数を見ても、犯罪の被害は自分にも起こり得ることであり、他人事ではなく、身近に起こる可能性があるということを理解させたい。

(2) ワーク 2 について

犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、精神的な被害、時間的負担、経済的な被害等がある。犯罪被害者の立場や気持ちを考え理解することで、寄り添うことの大切さを身につけさせたい。また、犯罪の被害者だけでなく、その家族や友人など周りの人たちの気持ちも考えさせたい。

(3) ワーク 3 について

犯罪の被害者は二次的被害を受け苦しむことも多くある。自分の何気ない言動や行動により、犯罪の被害者にとって大きな影響を与えることもある。身近な人が犯罪の被害者となった時、自分が二次的被害の加害者となってしまう可能性を理解した上で、犯罪の被害者にどのように接していけばいいのかを考えさせたい。

<引用文献>

- ・「かながわ犯罪被害者サポートステーション」
神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課
- ・「平成 29 年度犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」 警察庁ホームページ
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>
- ・『犯罪被害』についてともに考えるための手引き」
岡山県県民生活部くらし安全安心課

<参考資料>

- ・「友達が被害者になったら」 警察庁犯罪被害者等施策推進室